

農用地利用集積等促進計画による所有権移転申請書 (一括方式)

申請者用記入例

1 各筆明細 (市町記入) [受付日] [整理番号]	出し手(売渡す者) 農地中間管理機構に所有権の設定をする者(甲)	(氏名又は名称) フリガナ: シカ 太郎 ほかに2名 滋賀 太郎 ほかに2名	共有名義人がいる場合は、ほかに〇〇名と記入する。	(住所) 〒520-111X 滋賀県〇〇市〇〇町XXX番地 (電話番号) 077-999-123X (携帯番号) 090-1111-222X	都道府県名から、出来るだけ住居表示に合わせ正しく記入。	日中、連絡の取りやすい電話番号を記入。	滋賀	丙は効率的かつ安定的な農業経営を行うものであるか
(機構記入) [受付日] [公告日]	農地中間管理機構(乙)	(氏名又は名称) 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金		(住所) 滋賀県大津市松本一丁目2番20号				
[整理番号]	受け手(買受る者) 農地中間管理機構から所有権の設定を受ける者(丙)	(氏名又は名称) フリガナ: ノジ クミアイヴンミドリ 農事組合法人 みどり (法人代表の役職・氏名) (会社法人等番号)	法人の場合は、「代表者の役職、氏名」および「会社法人等番号」を必ず記入。	(住所) 〒520-222X 滋賀県〇〇市△△町XX番XX号 (電話番号) 0749-55-000X (携帯番号) 090-1234-567X	法人の場合は、本店の所在地を記入。	事代みの廊ど印理り	はい(可) いいえ	

No.	所有権の設定をする土地				甲から乙、乙から丙に移転する権利			固定資産税評価額	市町確認欄 (市町記入)									
	所在			地目	面積	権利の種類	内(利用)		地域計画(予定)内の農地であるか	丙は地域計画で当該農地を担う者(予定)であるか	農振農用地区域内の農地であるか	甲(および共有名義人)に登記済みであるか	甲の住所が登記名義人の住所と相違ないか	抵当権等が設定されていないか	共有名義人がいる場合は全員の同意が得られているか	甲(共有名義人)、丙以外に権原者がいないか	申請の可否	
	市町	大字	字															地番
1	〇〇市	△△町〇〇	□□	1234	田・畑	田・畑	水田・普通畑	円	円	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	可
2	〇〇市	△△町	□□	1234	田・畑	田・畑	水田・普通畑	円	円	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	可
3	〇〇市	〇〇	□□	1234	田・畑	田・畑	水田・普通畑	円	円	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	可
4					田・畑	田・畑	水田・普通畑	円	円	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	可
5					田・畑	田・畑	水田・普通畑	円	円	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	はい(可)	可
	合計							円	円									

申請書を記入される前に注意事項をよく読んでください。

- 【添付書類】 ①登記簿謄本、②固定資産評価証明(または固定資産納税通知)、③甲の現住所が確認できる書類(住民票等:共有名義がある場合は全員分必要)、④丙の住民票(法人の場合は、登記事項証明書)、⑤丙が法人の場合は農地所有適格法人であることが確認できる書類(農業経営の状況等に関する資料または農業委員会に提出した直近の報告書の写し)
- (注1) 実際に乙が甲から買取額、筆ごとに「売買希望額」から乙の事務処理に必要な経費(50千円(申請筆数で案分)+「売買希望額」×1%)を差し引いた額となります。
 - (注2) 実際に乙が丙に売渡す額は、筆ごとに「売買希望額」に乙の事務処理に必要な経費(50千円(申請筆数で案分))を上乗せした額となります。(登録免許税は別途)
 - (注3) 「所有権移転の時期(予定)」、「対価の支払期限(予定)」および「引渡時期(予定)」は、市町が記入してください。
 - (注4) 所有権移転を希望する農地が農振農用地(青地)でない筆は、原則として当該事業の対象外とします。ただし、農振農用地と一体的に売買される場合に限り白地(市街化区域の農地を除く)も対象とします。この場合、当該農用地について乙が買取額について、「売買希望額」から差し引く経費は、50千円(申請筆数で案分)+「売買希望額」×2%とします。
 - (注5) 所有権移転を希望する農地が未登記の場合、抵当権等が設定されている場合および丙以外に賃借権等の権原がある場合は、甲(共有名義人)への登記、抵当権等および甲以外の権原の解消後の申請としてください。